

京都大学総長室要項

第1 国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第13条第4項及び第5項の規定に基づき、総長の行う業務を支援するため、総長の下に、総長室を置く。

第2 総長室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 京都大学の総合的な戦略に関し、必要事項を調査研究し、総長に提言すること。
- (2) 総長が行う対外的な活動に関し、必要な企画立案、連絡調整その他の支援をすること。
- (3) 総長及び理事等の間における連絡調整を行うこと。
- (4) その他総長が必要と認めること。

第3 総長室に室長及び副室長を置く。

- 2 室長及び副室長は、京都大学の教授のうちから、総長が任免する。
- 3 室長は総長の命を受け室の所務を掌理し、副室長は室長の職務を補佐する。
- 4 総長室に総長室特命補佐を置くことができる。
- 5 総長室特命補佐は、京都大学の教職員のうちから、総長が任免する。
- 6 総長室特命補佐は、室の第2各号に掲げる業務を処理する。

第4 総長室に関する事務は、総務部総務課において処理する。

第5 この要項に定めるもののほか、総長室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この要項は、平成20年10月1日から実施する。